

## 第1回 武蔵野市三計画総合策定委員会 議事録

開催日時 : 平成14年1月24日(木) 18:20~20:40

開催場所 : 市役所 第8会議室

出席委員 : 14名 (欠席委員:3名)

傍聴者 : 4名

### 1. 開会

### 2. 委嘱状交付

【会田福祉保健部参事】 皆様こんばんは。武蔵野市三計画総合策定委員会第1回目でございます。ただいまから開会をさせていただきます。

まず、委嘱状の交付を行いたいと存じます。皆様方それぞれということでは、お時間がかかりますので、代表で、市長より安部委員へ委嘱状の交付をお願いいたします。

なお、皆様方におかれましては、それぞれの資料のところに委嘱状が配付してございますので、ご確認のほどをお願い申し上げます。

それでは、続きまして、武蔵野市長、土屋正忠よりごあいさつを申し上げます。

### 3. 市長挨拶

【土屋市長】 皆さんこんばんは。今日は、武蔵野市の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画の総合的な策定に向けて、それぞれ皆様方に委員をお願いいたしましたところ、お気持ちよくお引き受けいただき、まことにありがたく思っております。一部体調を崩された委員の方もいらっしゃって、全員がそろっていないのは残念でございますが、何とぞよろしく願いをいたしたいと存じます。また、本日は寒い中、ご来会をいただきましてありがとうございます。

私ども、高齢者福祉については、在宅を重視しながらも、施設整備ということで、この二十数年来にわたって整備をしてきたわけであります。おかげさまで、介護保険の始まる前の段階では、高齢者福祉に関しては、とりわけ在宅も含めて、さまざまな施策が日本でもトップレベルだと、このように言われて、大変うれしく思っているところであります。

私は、市長になって、もう19年目になるのですが、私が市長になったときに、一方で、高齢者福祉の武蔵野、障害者福祉の町田と言われておりました。町田市は、先代の市長が、

障害者福祉については大変力を入れてきたわけでありますが、私どもとしても、バランスよく福祉施策を進めるために、高齢者福祉と比べるとおくれていたと言われた障害者福祉について力を入れようと決意いたしました。

私は昭和58年に市長になりましたが、60年の長期計画策定のときに、障害者の総合的な施策並びにそのセンターの設立ということをテーマに掲げ、進めてまいりました。

今日は丸山一郎先生もおいででございます。当時、障害者の計画の策定に参画していただいた1人ではありますが、おかげさまで何年かの後に、身体障害と知的障害、それに重複障害者と、地域に開かれた機能を持つ総合センター機能の武蔵野障害者総合センターをオープンすることができたわけであります。

また、この十数年の間に、厚生労働省が認可しなかった障害者の方々の共同作業所ということで、今日は月村さんもおいででございますが、こういった方々に対するバックアップも進めてきたわけであります。

そういう意味で、現在のところ、高齢者福祉の分野においても、障害者福祉の分野においても、一定の水準には達して、バランスよく行われているというふうにいささか自負をしているところでございます。

一方で、高齢者と障害者をつなぐような形で介護保険制度が設立されました。既に2年近くがたとうとしているわけでございますけれども、この介護保険は、全世界的に見ても非常に珍しいケースで、ドイツの介護保険とも違う、オランダとも違うという格好で、日本の介護保険制度は導入されました。これらについても、さまざまな問題点を指摘すると同時に、試行錯誤を重ねてきたわけでありすけれども、いずれにせよ、3年に一遍ずつ事業計画を立てるということで、この時期に来たわけであります。

介護保険で一番の問題点と言いますか、いろいろな問題点があるんですけども、その中で1つの接点として問題点だったのは、高齢者で障害を負った人を、障害者施策でいくのか、高齢者施策でいくのかといったようなものがございました。若年の障害者に対しては、さまざまな障害者の各法によってサービス提供していくわけでございますが、では高齢になって一定の障害を負った人をどうするのかといったような問題も内在しているわけでありす。おそらく今後、介護保険法の中での1つのポイントであります。

しかし、介護保険の要介護認定を受ける人というのは、多かれ少なかれ障害を負っているわけでございますので、そういう意味では、65歳以上は全部介護保険一本でいくのか、あるいはもうちょっとサービスの調整をしていくのか、こういったことも問われるのかな

と思ったりいたしております。

私どもは、介護保険だけで事足りると思っておりませんので、後ほど事務方から説明があるかと存じますが、介護保険法の外側に武蔵野市独自の高齢者福祉総合条例をつくりまして、介護保険でカバーできない部分を総合的にカバーしていこうと、このように考えて、さまざまな施策を展開しているところでございます。

今回の計画について言えば、高齢者保健福祉計画と障害者計画、これとそのシニア版で共通に介護保険というのがかぶさっているということになるのではないかなと思っております。もっとも介護保険の対象となるものは、40歳以上で、15の特定疾病の方も入るわけございまして、必ずしも高齢者と言わずに、中年と呼ぶべき人も入るわけございまして、こういった方々との対応の仕方もまた課題になってくるのかなと考えております。

あれやこれや考え出すと切りがないことではございますが、今回はそれぞれの専門のお立場から、高齢者保健福祉計画、障害者計画、そして介護保険事業計画とこういうことで、それぞれの計画と同時に、この総合調整を皆さんにお願いしようと思っ、この会を立ち上げた次第でございます。

私ども事務方は、委員の皆様方のご審議しやすいように全力を挙げるつもりでございますので、何とぞまたお知恵をおかりいたしたいと存じます。

なお今回は、公募の委員としてお三方に入ってくださいました。公募という方式をとったわけではございますが、公募に応じていただいた方々は、それぞれ意欲のある方々ばかりでございますので、またそういう立場からのご意見も期待をいたしたいと、このように考えているところであります。

以上申し述べた次第ではございますが、いろいろな問題が出てくるだろうと思えます。例えば難しい課題ではありますけれども、武蔵野がある分野で突出をすると、そのことを目指して武蔵野に越してくる方がいらっしゃいます。例えば障害の分野では、混合教育といったようなことを旗印に掲げた学園がありますので、こういうことを目標にして遠くから、例えばお母さんと一緒に来るとかというケースもあるわけでありまして。私どもの、障害者の中における知的障害者の数のパーセンテージが他市に比べて高いのは、そういうことが影響しているわけでありまして。これなどは、非常に難しい問題を私たちに突きつけているんだろうと思っております。国民という広い枠で考えた場合には、どこに住もうが自由なんですけれども、地方自治体という単位で考えた場合に、あるところが特化すると、俗に言うショーウインド効果というのがありまして、ショーウインドに人が集まってくるのと

同じような効果をもたらしてくる、こういう問題を、私たちはどう受けとめたらいいのかなと思ったりすることがしばしばであります。

私どもも、とりわけこの十数年間、高齢者の施設サービスや障害者の施設サービスなどを積み重ねてきましたが、改めてこういう計画が出発いたしますと、こういう自治の問題としてのバランスのとれた福祉計画というものはどうあるべきなのかなと思ったりする次第でございます。

あれやこれやまとまらないことを申し上げた次第でございますけれども、これからも武蔵野に長らく住んできた人が、武蔵野でまた、障害を持つ持たないにかかわらず、また高齢であるかどうかにかかわらず、豊かな市民生活が送れるような基盤づくりに全力を挙げていきたいと、このように考えているところでございます。

なお、私はこの種の委員会ができますと、最初にごあいさつ申し上げるわけですが、ほとんどこの委員会には実質上出られないということになるんだろうと思っております。しかし、皆様方が計画を進める中で、少しこの辺で市長の話も聞いてみようというようなご要請がありましたならば、改めて時間を調整させていただいた上で、お伺いをさせていただきたいと、こんなふうに思っております。最初から出られないおわびの言葉を申し上げているようで申しわけございませんが、どうぞよろしくご指導のほど、お願いをいたしたいと思えます。

大変まとまりのない話になりましたが、どうぞよろしく願いいたします。これをもちましてごあいさつとします。

#### 4. 市長と委員の意見交換

【会田福祉保健部参事】 市長は公務で7時で退席をさせていただきますけれども、まだ若干時間がございます。せっかくの機会でございますので、策定委員の皆様方から、こういう点について市長にお尋ねしたいという点がございましたら、どうぞ残された15分弱の時間でございますけれども、お願いをしたいと存じます。

【安部委員】 自治の問題というのをさっきおっしゃいましたよね。それはどういうことをおっしゃったのでしょうか。

【土屋市長】 まさにその名のとおり自治の問題で、武蔵野市は、主として武蔵野市にお住まいになっている方の税金を財源としてやっているわけでありまして。まさに納税者主権といえますか。もちろん納税していない人も市民ですからそれは当然参加する権利とそ

して給付を受ける権利があるわけでございますけれども、ただ武蔵野市は1つの自治体でございますから、そこに住んでいる人がその自治体を構成し、そしてその中で一定の責任と権利を行使していくわけでございますけれども、武蔵野がいいということで、そのために、給付を受けるために入ってくる。

例えば、私は武蔵野市の西久保2丁目というところに住んでおりますけれども、この西久保2丁目は、知的障害者の混合教育という、特色ある学園活動をしているところと、極めて近接しておりまして、大体私の家から五、六百メートルしか離れておりません。そうすると、私の住んでいる50世帯ばかりのマンションの中にも、お母さんとお子さんというふうに世帯を分離して、越してきてそういうところに行っていらっしゃる方もいらっしゃいます。もちろんそういう方も市民には間違いないわけでございますけれども、そういうことを含めてどうとらえたらいいんだろうかと。

高齢者の場合にはそんなケースはないですね。ほんとうに血縁、例えば田舎にいるお母さんとかお父さんがにっちもさっちもいなくなったので呼び寄せるといったケースしかありません。わざわざそのためにというケースは、いわゆる家庭のつながりの延長でそこに長らく住んでというケースが多いわけです。もっとも高齢者の場合には、長年住みなれたところから武蔵野に来ますと、むしろ適応しなくて、また田舎に帰るといったようなケースもあります。それは見聞きをいたしております。

その辺のところを、自治の問題としてとらえて、まさかあなただめですよとも言えないんですけれども、そういうことをどう考えたらいいんでしょうかということであります。

【安部委員】 ありがとうございます。

【会田福祉保健部参事】 ほかの方はいかがでございますでしょうか。

【土屋市長】 丸山先生10年ぶりですね。

【丸山委員】 どうも。ごぶさたしております。ではせっかくですから。

先ほどおっしゃいましたように、介護保険が2年たちまして、成果といいますか結果が出ている。市長は介護保険について大分いろいろなご意見を出され、リーダーシップを持って実施されました。さっき、40歳からの特定な障害を持った人たちも介護保険の対象ですが、将来は介護保険一本になるのかどうかというようなこともおっしゃいました。介護保険以外のバックアップの総合的な老人施策も行ったとおっしゃいましたが、介護保険については実施後どのようにごらんになっているのでしょうか。

また、全体に広げようというようなお考えをお持ちなんですか。

【土屋市長】 介護保険で、私は1996年からずっと5年ぐらいうちあちこちで発言してまいりましたので、最近になってよく聞かれます。この間もマスコミのインタビューがありました。介護保険で一番よかったのは、サービスの供給量が増大したということだろう、と思っています。武蔵野の場合にはそんなに顕著に目立ったことはないんですけども。いわゆる俗に言う福祉の水準がおくれていた地域、それがこの介護保険をきっかけにして給付の総量が増えたわけですから、そういう意味では、全国的に見た場合にはプラスと見ている人が大勢いるんじゃないかと思っております。

ただ、介護保険の持つ問題点もたくさんあるわけで、これ一つ一つ言い出すと切りがないですが、例えばコンピュータの判定が果たしてほんとうに大丈夫なのかという話をずっとしていたんですけども、今は厚生労働省も、コンピュータの判定はあまりうまくいっているとは言わずに、それで何かプログラムを変えろとか、いろいろ模索していますけれども、私はうまくいかないだろうと思っております。

その根本は、要介護者が仮に220万、全国でいるとすれば、220万人を要支援～要介護5の6とおりにおさめようとしているから、ここは医療と決定的に違うところで、仮に220万人の患者がいたら、220万とおりの治療を行うだろうと思うんです。それで、無理やり6とおりにおさめるために、さまざまなコンピュータを使ってと言っているんですけども、これもまた大いなる錯覚でして、各論を言い出すと切りがないですけど、コンピュータに入れると、北海道でも東京でも沖縄でもみんな客観的にデータが出るというんですね。だって、コンピュータに入力したことが同じならば結論が同じなのはこれは当たり前です。ただ問題はその人の状況をどういう入力項目にするかなんです。例えば自立といたって、どういう状態を自立というのかということになるわけですから。だから論理のごまかしがあるんだろうと思うんですね。

私どもは、現場から聞いているところ、漏れ聞くところによると、今のコンピュータの特性は、大体こことここをやればこれぐらいになるというのはもう経験的にわかってきた、この人のこういう状態を総合的に何点にしようということになれば、大体こうやっていけば出ると、こういう便宜的な使われ方もできる。

それから、私は、1年半前に介護保険が始まる時に、はっきりと、介護認定審査会の委員さんに申し上げたんですけども、「迷ったら重く判定していただいて結構です。これはそもそも給付のための制度ですから」と、こう申し上げました。

それから、今、丸山先生がおっしゃっているのは、障害との兼ね合いをどうとり扱うの

かということなんだろうと思うんですけども、障害のほうは給付の割合がいいところもたくさんある、若年の場合には。おそらく障害のほうは原則として租税でやって、ナショナルミニマムという考え方でしょうから、今まで障害の各法を適用したほうが多い場合も多いのではないかと考えています。しかし、先ほど言いましたように、65歳以上の人は、一応一律に介護保険制度を使って、そこを後はどうするかという話になるわけですから、40歳以上の場合も、条件を限っていますけれども……。

基本的にここでお願いするのは、これから3年間でどのぐらいの総量がありましょうかとか、それによって保険料負担は幾らになりましょうかと、こういうふうな話になるんですけども。介護保険事業計画は、法律上5年で見直すということになっていますので、あと1年半ぐらいたったときに、ほんとうに見直しの時期が来たときに、ではどういうデザインをするのかということになるんだろうとっております。

それから今、厚生労働省では、介護保険の介護報酬についての検討会、介護給付費分科会ができて、その会長は武蔵野市民の西尾勝先生です。これはおそらく在宅の場合に、いろいろな修正を加えていますけれども、例えばホームヘルパーの賃金を幾らにするか、時間給を幾らにするかとか、相対的に特養なんかの点数を減らすのか増やすのか、まだ予断を持ってはいけませんけれども、相対的に在宅を上げようという傾向になるだろうと思うんです。だけど果たしてそうなのかということになると、なかなか難しい。やっぱり施設じゃないと対応しきれない部分もたくさんあるだろうと思うんですね。

介護保険で明らかに見誤ったというか、介護保険の財政上からいくと間違えたのは、予想どおりには、介護療養型医療施設に転換が進まなかったため、老健会計から介護保険会計に移るはずだったのが全然移っていません。例えば武蔵野市の国保会計なんていうのは莫大な金を、計算違いで老健に拠出しなければならない。そのために平成14年度予算では、試算によると14億円ぐらいの一般会計からの持ち出しがある。それは国民健康保険に持ち出して、国民健康保険は老健に持ち出してという。その分介護保険会計が伸びない。12年度決算で介護保険会計の執行率は82%。つまり最初予定した差である18%というのはどういうことかということ、結局医療会計に残っているんだろうと思うんですね。これなんかも完全に見通しを誤ったというか失敗というか、厚生労働省はそういうことはあまり言いませんけれども。だから今ごろになって、14年度予算で、各地方自治体なんかは「どうするんだ、どうするんだ」と。「国保会計に一般会計から入れなければならない、これをどこでつじつま合わせするんだ」と言って大変です。

【丸山委員】 市長、検討させていただく、私どもに特に期待していただくところはど  
ういうところでしょうか。

【土屋市長】 現時点でこういうことをお願いしたいとか……、例えば十数年前に丸山  
先生に一番最初に入っていたときは、うちは障害者の法内施設というものはゼロだ  
ったんです。これはやっぱりつくります、つくる方針でやります、そのためにお願いしま  
すと、こういうことを申し上げたわけですけれども、今回はもう一定水準以上、おそらく  
現段階で三多摩の中で一番いい水準だろうと思いますので、そういう意味ではこれが足り  
ないからこれをやってくださいというふうなことは今のところ考えてはおりません。むし  
ろ、とりわけ丸山先生などはいろいろなほかの自治体のケースなんかをたくさんごらんに  
なっているだろうと思いますので、それぞれのご専門の立場あるいは市民の立場で見て、  
点検していただくというんでしょうかね。例えば、障害者のレベルはどうで、今足りてい  
るのか足りないのか、それは他市との比較や何かも含めてどうなんだろうか。もし足りな  
いとすれば、どういう方向に行ったらいいのか。高齢者保健福祉計画も、これは介護保険  
以外のものも含めての話になるわけで、そういうことについての現段階における点検と申  
しましょうか。こういう角度でお願いしたいと思っています。

ただ、介護保険なんかの場合には、私どもはかなり問題提起をした過去の経緯がありま  
すから、それらとの比較ということもあるかもわかりません。

現時点でこういうことをしてください、だからこのことを期待しますというところまで  
はいっておりません。

【会田福祉保健部参事】 まだまだ市長にお尋ねしたいことがおありになるかと思いま  
すが、市長は7時から公務がございまして、大変恐縮ではございますが、ここで中座をさせ  
ていただきます。

(市長 退席)

## 5. 委員自己紹介・事務局紹介

【会田福祉保健部参事】 それでは次第の5番目のほうに移らせていただきます。本日  
ここにお見えになっていらっしゃる委員の皆様方、大変恐縮ではございますが、自己  
紹介の形でそれぞれお願いをしたいと存じます。つきましては今度は丸山先生のほうから  
自己紹介をお願い申し上げます。それではお願いいたします。

(略)



【会田福祉保健部参事】 ありがとうございます。事務局のほうの紹介に移らせていただきます。

(略)

【会田福祉保健部参事】 このような形で、皆様方を支えてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

## 6. 議事

### (1) 委員長互選・副委員長の指名

【会田福祉保健部参事】 それでは、次第の6番目の議事に移らせていただきたいと思えます。本来ですと、この議事の策定委員会の進行は、委員長をお願いをするところがございますけれども、委員長がこれから決まるということございまして、それまで私のほうで進めさせていただきたいと存じます。

お手元の資料1というところで、武蔵野市の三計画の総合策定委員会の設置要綱が配付してございますが、設置要項の第5条に、委員長等の設置というところで、「委員会に委員長及び副委員長を置く」。2つ目として、「委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する」と規定してございます。この第5条の第2項、委員長は委員が互選し、ということになってございますので、そこで皆様方に、お諮りを申し上げたいと存じます。委員長ということで、どなたかご推薦をいただけませんかでしょうか。

(「丸山先生にやっていただけないでしょうか」と呼ぶ者あり)

(拍手)

【会田福祉保健部参事】 今、丸山先生というお声がございまして、ご賛同の拍手がございましたけれども、それではもう一度、確認の意味で皆様方、丸山先生に委員長をお願いするというので、いかがでございましょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、丸山先生、恐れ入りますが、前のほうの委員長の席にお移りいただけますでしょうか。

それでは、早速ではございますが、委員長に丸山委員が互選という形で選ばれましたので、まず一言、ごあいさつをお願い申し上げます。

【丸山委員長】 この大事な委員会でありますので、いろいろと意見を述べることを楽しみに来ておりましたけれども、委員長をやれということでもあります。ほかのご先輩や、

大変見識ある方たちが多く中で、非常に浅学でございますけれども、いい計画・検討ができるように役割を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【会田福祉保健部参事】 ありがとうございます。先ほど策定委員の皆様方に自己紹介をいただきました。本日、実は4名の委員がご欠席でございます。改めて、ちょっと順番が逆になってしまいましたけれども、ご欠席の委員の名前を私のほうから読み上げさせていただきます。

安達高之委員、福島道子委員、天野久美子委員、林匡一委員、以上4名の策定委員の方、本日、公務等のためご欠席ございまして、17名の策定委員の皆様方で、この策定委員会は構成をされているわけでございます。

それでは、また設置要綱に戻らせていただきまして、設置要綱によりますと、副委員長は委員長が指名するということになっております。それでは、丸山委員長に副委員長の指名をお願いいたします。

【丸山委員長】 今日全員がお見えではありませんが、大変いろいろなことについて見識があたりだと同っております、天野さんに副委員長をお願いしたいと思うのですが、いかがでございでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(拍手)

【会田福祉保健部参事】 ありがとうございます。それでは、天野委員に副委員長をお願いさせていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、丸山委員長にお願いを申し上げます。それではお願いいたします。

【丸山委員長】 それでは、ぜひご協力をいただきまして、鋭意検討ができますように、お願いしたいと思います。

副委員長は次回お見えになると思いますが、副委員長ともども、皆さんの意見が活発に出され、また我々の役割が果たせますようにしたいと思いますので、どうぞ積極的なご参加をお願いします。

それでは最初に、この委員会に、傍聴の希望があると聞きましたが、ご説明願えますでしょうか。

## 議事(2) 傍聴基準について

【会田福祉保健部参事】 それでは議事で申しますと、( 2 )になります、傍聴基準について、ご説明を申し上げます。お手元の配付資料の中に資料2といたしまして、武蔵野市三計画総合策定委員会傍聴基準について、ご説明を申し上げます。

お手元の配付資料の中に、資料2といたしまして、武蔵野市三計画総合策定委員会傍聴基準というのがございます。一応、資料の用意の都合上、20名以下ということで、定数を決めさせていただいております。この策定委員会そのものは、公開という形で、前回の初回のときからも、そのようにさせていただいておりますので、この基準に従いまして公開ということをお願いをしたいと存じます。

なお、策定委員の皆様方のご意思で、この部分は公開をしないほうがよいという部分がありでしたら、この策定委員会の決議により、その部分は非公開とすることができますので、そういう点がございましたら、どうぞそのようにご決議をいただければと思います。

なお、会議の公開ということでございますけれども、今申しましたように傍聴という形で公開をさせていただきます関係上、もちろん、この策定委員会は議事録をとらせていただきますして、議事録、それから、この策定委員会で原則お配りいたしました資料は、すべて公開をしていきたいと思っております。インターネット等でできるものについては、公開をしてみたいと思っております。

つきましては、議事録の取り扱いでございますけれども、お願いする点が2つございまして、一つは、議事録ができた段階で委員長にお目通しをいただきまして、チェックをしていただく。それが1点でございます。それから2点目は、議事録は各委員のお名前、発言なさった委員のお名前が載る、そのような形で公開をしてみたいと考えております。

それでは、傍聴基準はお手元に配付してございますので、これに従いまして傍聴ということに進めさせていただければと存じます。

以上です。

【丸山委員長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【丸山委員長】 それから今ご説明にありましたことに、困るといいますか、それに反対だという場面がございましたら、遠慮なく言っていただくということにし、ご説明がありましたようにするということで、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【丸山委員長】 それから、議事録は委員長がチェックしてというように言いましたが、

その議事録は次回の会議のときに、委員がチェックするというのではないわけですか。

【会田福祉保健部参事】 一応、委員長にまず事前にチェックをしていただいて、次回の会議までの間にできるだけ配付を申し上げたいと思います。その時点でお気づきの点があれば、気づかれた時点で事務局のほうにご連絡くだされば、次回の会議のときに、正式に配付する前に間に合えば、直すことは可能でございますし、もし、会議の中で配付された後でまずい点があれば、またそれも遠慮なくご指摘いただいて、逐次それはその都度必要に応じて直してまいりたいと思います。

以上です。

【丸山委員長】 そうというような議事録の取り扱いだということで、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【丸山委員長】 それでは、傍聴の方はいらっしゃるんですか。

【会田福祉保健部参事】 4名ほどいらっしゃいます。

【丸山委員長】 では、入っていただいてよろしいでしょうか。

(傍聴者入場)

### 議事(3)三計画の趣旨説明および部会構成(案)について

【丸山委員長】 それでは、この委員会の議事に入っていきたいと思います。最初に、三計画の趣旨説明と実際に検討していく部会の構成(案)について、この委員会がどういう趣旨で行われるのかも含めまして、ご説明を願いたいと思います。

事務局、お願いいたします。

【会田福祉保健部参事】 今度は、議事の3番目に移らせていただいておりますが、「三計画の趣旨説明および部会の構成(案)」ということでございます。

今は急遽、事務局のほうから、A4縦長の資料で、合同策定の意義というタイトルで四角で囲ってございます、パワーポイントの一部ですけれども、1枚ものの資料をお配りいたしました。まず、これをごらんいただければと存じます。ちょっと偉そうなことをずっと書いてございますけれども、合同でつくっていく、総合的につくっていく意義ということで、私ども、これはワーキングの職員が勉強するときの資料でございまして、4点ほど掲げてございます。

1点目が、社会サービスとしての認識の総合化ということでございます。それから、2

点目の意義といたしましては、策定理念の共有化ということでございます。3点目が共通分野と独自分野の違いの認識であります。4点目は人材と社会資源の効率化ということで、一つはやはり策定期間をなるべく同時期にさせていただいて、実は私ども平成13年度には地域福祉計画というのが現在、生活福祉課のところ所管しておりますが、先行して計画策定作業を進めております。それ以外の高齢と介護と障害、この3つの計画、これを一体的につくって、いずれは今策定中の地域福祉計画と終わりの年度を一緒におきまして、将来的には中期的な将来は、この地域福祉計画も一緒にした形で、全体的な、それぞれ、その段階では総合的な計画になろうかと思っておりますが、総合的な計画づくりの第一歩にしていきたいと考えているわけでありまして。

先ほどちょっと触れましたように、個別の分野というのがやはりどうしても出てまいりますので、それを策定していただく個別の計画の部会、これは要綱に基づいた部会でございますが、それがお手元の資料3をお開きいただきますでしょうか。個別の計画部会といたしまして、それぞれ専門的に個別の部分をご検討いただく部会の案ということでお示しをさせていただきます。

まず、高齢と介護の部会、これは一緒にさせていただきたいというふうに考えております。安達委員から始まりまして原委員まで11名の委員の方で構成をさせていただければというふうに考えております。

そして、障害者部会、これも案でございますけれども、丸山委員長から秋田委員までの6名で構成をさせていただいてはいかがかと、このように考えております。

議事の(3)についての説明は以上です。

【丸山委員長】 かなり理念的なことも説明されましたが、今の説明について何かご質問ございますか。我々の検討する中身について、ご質問がございますでしょうか。

【安部委員】 まず、第1番目の「人は『高齢者』、『障害者』という看板を背負っているわけではない」、これは日本語的理解をすれば簡単にわかりますね。その次の「サービスの総合化への道筋」という、ここにいう「サービス」とは、サービスのメニューを豊富にするという具合に理解していいんでしょうか、どうなんでしょうか。

サービスというのは、物の本によれば、雇用、教育、住宅、所得保証、保健医療、福祉サービスというようなことがあると書いてあるんですけども、要するに個別計画においては一つの柱が高齢者、もう一つは障害者。それに対して今度は総合的にいろいろなメニューが出てきて、それと結びつくという考えなのではないかという質問です。

【会田福祉保健部参事】 サービスの総合化への道筋と、ちょっと抽象的に書いてございますが、メニューの豊富化という委員がご指摘の点も一つ含まれると思います。単に個別に障害者施策としてメニューを豊富化する、高齢者施策としてメニューを豊富化するということにとどまらず、先ほど申しましたように、高齢者と障害者というのは、ある部分では重なっているし、ある部分ではそうでない、そういうふうな形で切り分けがされるわけです。その場合にメニューを豊富化すると同時に、一方では同じメニューがあっても、高齢と障害に共通するようなサービスにつきましては、共通の形で提供できるのではないかという、総合的な視点でサービスを提供していくとか、そういうことも含めてのメニューの豊富化というふうにとらえているわけでありまして。

【丸山委員長】 こういう総合計画の検討というのは初めてではないかと思うのですが。

【会田福祉保健部参事】 武蔵野市では初めてです。

【丸山委員長】 サービスの総合化ということの観点から検討したいということですよ。ほかに、この総合策定ということについてのご質問は。

【原田委員】 今の質問と、もしかしたらちょっと似ているような部分もあるのかもしれないんですけども、3点目の共通分野と独自分野の違いというあたりで、どんな枠組みでお考えになっているのか、ちょっと難しい問題かなというふうには思うのですが、今のところご検討なさっている部分で構いませんので、お聞かせいただければと思います。

【丸山委員長】 同じ趣旨のご質問はまだありますか。

【安藤委員】 地域福祉計画のところに書いてあります、これは既に形になったようなものがあるということですよ。ここにあるんですか。これとの整合性というのは当然図られるということなんでしょうか。

【丸山委員長】 では、まず共通分野と独自分野の点について、お話を。

【会田福祉保健部参事】 まず第1点目の委員のご指摘の共通分野、個別分野の考え方ですが、現段階で検討をしている点ということで申しますと、例えば、地域リハビリテーションの総合的な仕組みの検討というのが、今、安藤委員のご指摘の地域福祉計画の中間のまとめの段階でございますけれども、その中でも、地域リハビリテーションの総合的な仕組みをつくっていきましょうということが、頭出ししてございます。これはどちらかといえば高齢者の施策についても言えることだし、障害者の方向けの施策についても言えることでもあります。そういう意味では共通の部分であります。

それから、市内5カ所に在宅介護支援センターを配置しておりまして、そこで措置の時

代から、サービスの相談から決定まで、地域完結型の提供の仕組みとして動かしているわけであり。そこは主に現段階では高齢者の方のサービス、在宅サービスという形で動いているわけですが、一方、障害者施策のほうで申せば、本人に対して支援費という形で、措置費が支援費という形に切りかわってくることに伴って、ご本人が地域でどうやって生活をしていくのかということを支えていく仕組みが新たに必要となってくるわけです。それでは、高齢者のほうで既にある在宅介護支援センターという仕組みを使うのか、あるいは、障害をお持ちの方は特性があるわけだから、それはまた別の組織をつくって支えていくほうがいいのではないかと、そういうさまざまな議論があると思います。

共通の分野と独自分野というのは、今の段階では、共通の分野というのは、私どもが検討しているのは、地域のリハビリテーションを総合的に動かしていく仕組み、それから地域で生活していくことをいかに支えていくのかという、その支えていく仕組み、その辺は共通できる部分があるのかなということは考えております。ただもう少し深く突っ込んでいった場合には、先ほど申した障害特性の問題だとかいうところまでいくと、これは果たしてほんとうの意味で共通のサービス、サービスの総合化ではありませんが、一つのサービスの仕組みをつくっておけば、全部カバーできるのかという、その辺はもう少し議論をしていただく必要があるなというふうに考えております。

【丸山委員長】 ほかにいかがですか。

【安部委員】 若干、議事進行と絡めて申し上げたいと思うのですが、私などあまりなじまない言葉とかそういうものがあるものですから、なかなかこの入り口から部屋の中に入るといのが、ちょっと難儀しているということがございます。しかし、おそらくこれは家の中に入ってみれば、案外簡単にわかることが結構あると思いますので、あんまりドアをあけないで議論するよりも、中に入って、そこでもう一回、入り口の論議をまたさせていただくということでもいいんじゃないかと思えます。

なお、この合同というのは、合同委員会を持ったがゆえにでてきた概念というものもあるのか、例えば統合とか、総合とか、合同というような意味があるんですけども、合同策定の意義というのは、それなりの理由はあるんだろう。まあ、とにかく障害者のことと、高齢とこの三計画を合同で持つということに一つの意義を見出すということなのかなあと。

それから、もう一つは合同というのは一種の方法論なんですね。だから、もう一つ、地域福祉計画もやると四計画の合同となるわけですから、今回はそういうふうに理解すればいいのか。それから総合については、これから中に入っているいろいろなところで勉強する

ということで進行していただいていいのかなという気がいたします。

【丸山委員長】 先ほど、安藤さんが地域福祉計画との関係をご質問になりましたけれども、今、安部さんは地域福祉計画を含めて合同だというふうに理解されたようですが。

【安部委員】 違うんです。これは言っているとおり三計画の範囲内だと思っております。ただ地域福祉計画の整合性は、当然必要だというふうに認識します。

【丸山委員長】 地域福祉計画では、今おっしゃった総合的なことをやっているのではないか。そこでも障害や高齢者の総合したサービスをすることも議論されるのではないかと思うんですが、そういうことを含めて、地域福祉計画とこの私どもの検討する三計画の合同の検討との関係をさらに説明いただけますか。

【会田福祉保健部参事】 現段階で地域福祉計画の策定作業が進んでおります。この地域福祉計画のほうでは、もう少し理念的な部分で総合的な書き込みをしております。個別の政策、個別の事業までは地域福祉計画では原則的には触れない。政策の方向性とか理念とかを中心に議論をしていただいているところです。個別の政策あるいは事業、こうしたものについては、それぞれ私ども、本策定委員会、三計画の総合の策定委員会のほうにゆだねられているということになっております。先ほど、例として申し上げました地域リハビリテーションの総合的な仕組みですとか、それから地域で生活する高齢者あるいは障害者をお持ちの方を支えていく仕組みなども、地域福祉計画の中では、あくまでも頭出しという意味で方向性を出させていただいております。その具体的な検討、具体的な、それでは事業としてどういうものを中に盛り込むのかというのは、これは私どものほうにゆだねられているということでご理解いただきたいと存じます。

地域福祉計画の中間のまとめをお手元に配付してございますけれども、ページで申しますと23ページ目以降に「資料」というところがございます。その「資料」というところ、ページを振っていないんですけれども、23ページ目をあけていただきますと、武蔵野市の福祉施策50年という、50年の年表が書いてございます。ちょうど真ん中に字が小さくて大変恐縮ですが、市の計画という欄がございます。

その一番下のほうをごらんいただきますと、市の計画として、障害者計画が真ん中に書いてございますし、それから介護保険事業計画、それから高齢者保健福祉計画などといった計画が縦に書いてあるわけでありまして。現段階で地域福祉計画のつくり込みをやらしていただいておりますが、新しい地域福祉計画は平成14年度から、4カ年を視野に入れた計画という形でつくらせていただいております。ちょうどそうすると17年度までの計画



ということになりまして、私どもの総合の策定委員会で作っていただく、高齢、介護、障害者の三計画、これのちょうど見直しの時期です。この三計画は5年を視野に入れていただいて3年ごとに見直すという形になっておりますので、この三計画の場合ですと、15年度が初年度、15、16、17ということで、その3カ年目がその見直しの時期になります。ちょうど今つくっている地域福祉計画の最終年度、それとこれからお作りいただく三計画の見直しの年度が一致するわけです。したがって、その次の年度、18年度からは地域福祉計画も一緒になった、そして三計画も一緒になって、まあ、何と呼ぶかはちょっとわかりませんが、四計画というのか、あるいは総合的な何か別の名称になるかわかりませんが、そのような形で、福祉の総合計画を18年度を初年度にしてつくってまいりたいと、こんな今の構想でいるわけでありませう。

【丸山委員長】 今の説明で、ご理解をされましたでしょうか。

【小平委員】 言葉にこだわるわけではありませんけれども、安部委員がおっしゃったように、合同だの、総合だの出てくるんでわからない話で、前回、介護保険と福祉と、計画はそれぞれ分離して独立してやっていたんですが、中途でもって合同になりました。合同委員会というのを新たにお互いに連絡し合ってやろうという形で計画が進められて、現在のお手元にありますような報告書、両方を合体させてあります。それで介護の位置づけとしましては、福祉の中に入っているという形で結論づけられてあります。そのときの合同委員会の「合同」がそのままの観念でここへ来たのかなとも私、小さく考えているんですけども、これはやはり打ち合わせをするのが合同であって、実際に三計画策定というふうに決められたんですから、この合同策定ではなくて、三計画とはっきりつけられていいんじゃないのでしょうか。総合計画、総合策定の意義についてという形にされればはっきりしてくるんじゃないかなというふうに私としては考えたわけでありませう。

【丸山委員長】 そうですね。それからもう一つ、地域福祉計画というのは理念を中心にとおっしゃいましたが、そうしますと、上位概念といいますか、上位に総合的に考えられている地域福祉計画があって、その下に具体的ななのがある。その具体的な中で、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画と障害者計画は合同で総合的に検討するという位置づけでよろしいでしょうか。

【会田福祉保健部参事】 今、丸山委員長がご説明いただいたとおりでございます。今、急遽お配りしたパワーポイントの資料は、昨年3月の段階で職員が勉強するために使った資料でございます。今の段階では、合同策定ではなくて、総合策定というふうに考え

方を変えております。単に1と1が足されて2になったという考え方ではありません、それによって新たな視点でそれぞれのサービスがそれぞれの観点から見直されるということを前提といたしておりますので、今の段階では総合策定という考え方で職員もおります。

【安部委員】 ですから、この3つの計画があるんだけど、その3つの計画を同時に一緒にみんなで策定するということには、意義が別にあるんだということですね。物理的に一緒にやるというだけでなく、委員長がおっしゃったようにトータルシステムとして考えるという意味があるということですね。

【会田福祉保健部参事】 はい。

【丸山委員長】 先ほどこの市では初めてだとおっしゃいましたが、ほかのところでもあまりやっているとは思えません。そのよさといいいましょうか、その必要性というのを我々はよく認識する必要があるんじゃないかと思うんですね。別々に考えられていた、また別々に検討されたよりは、総合的に、一緒になって考える意義が、書かれていると思います。

ほかにご質問がありませんでしたら、大体こういう理解だということによろしいでしょうか。皆様、ご自分の役割についても認識を深められたでしょうか。

#### 議事(4) 三計画の現状について

【丸山委員長】 それでは、委員会の役割と趣旨を理解した上で、具体的にこの三計画が現在どのような状態になっているかということについて、さらにご説明を願いたいと思います。

【会田福祉保健部参事】 それでは、お手元に資料5ということで、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画の現状についてというタイトルの資料が配付してございます。これに基づきまして、それぞれ所管の課長から説明をさせていただきます。

(略) 資料5 参照

【丸山委員長】 ありがとうございました。

司会が悪かったせいもありまして、もう既に予定時間が来てしまいました。申しわけありませんが、もう少し続けたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

今、ご説明を受けたことについての細かいご質問は次回にさせていただきます、というふうにこれから検討をしていくのかということを含めて、今後の日程についてお話を願いたいと思います。

【会田福祉保健部参事】 それでは、今後の日程ということで、資料6をご用意してご

ざいます。ごらんいただけますでしょうか。「三計画総合策定委員会スケジュール案」ということで、本日お配りをしたものでございます。これは先ほどご承認いただきました個別計画部会のほうと、このような形で総合の策定委員会と、両方分けて記述してございます。

平成14年1月、本日、第1回目ということで総合の策定委員会を開かせていただいております。原則的に総合の策定委員会は、平成15年3月までの間、6回ないし7回ぐらいを開かせていただきたいと考えております。

本日1月でございますが、その次が今年の3月を第2回、おおよそ現段階で考えられるそのときの議題の概要をそこにお示ししてございます。

第2回の総合のほうは、個別計画部会の報告、それからこの段階では地域福祉計画のほうがほぼでき上がっている状況でございますのでそれのご報告、そして共通の課題についての若干のご議論をしていただくというふうにごらんいただきまして、第1回、第2回そして第3回が7月ぐらいを予定させていただければと思っております。

そして第3回と第4回の間には1度市民意見交換会、これは吉祥寺駅、そして三鷹駅、武蔵境駅という中央線の3つの駅を中心として、会場を改めまして、市民の方にお集まりいただいて意見交換会を、策定委員会主催という形でやらせていただければと思っております。

そして、5回、6回、7回の総合策定の中で総合的な調整をさせていただいた上で答申というふうに運ばせていただければと思います。

一方、個別の計画の部会のほうは、総合策定委員会の合間と申しますか、基本的にはその間を縫って開催させていただきたいと存じます。

2月がそれぞれの個別の計画部会第1回目でございますので、高齢介護、障害者部会というふうに分かれて開催をさせていただきたいと存じます。本日、先ほど各課長から現状のお話を申し上げましたけれども、これはかなりざっとしたものでございますので、この第1回の個別計画部会の中ではもう少し細かいものを課題分析と一緒にお出しをしてご議論の材料にさせていただきたいと、このように準備を進めさせていただいております。

そして、4月、5月、6月という形で個別の計画部会のほうでのご議論を、ごらんのような形で、問題点、課題の整理、そして、現段階で実態調査をある程度進めさせていただいております。まだ調査そのものはこれから設計をしまいいりますけれども、実態調査の中間の報告、単純集計ぐらいの報告が第3回目、5月ぐらいにはお出しできるかと考えております。

第4回の段階で、つまり今年の6月ぐらいの段階で、中間のまとめのいわゆる骨子ぐらいがご議論いただければというふうに考えております。

第5回の個別計画部会では、市民意見交換会の資料等をご議論いただいた後、総合の策定委員会を挟みまして、答申案の骨子のご議論を12月ぐらいに個別の計画部会でご議論いただいた上で、先ほどご説明しましたように、総合の策定委員会のほうにつないでいただく、このようなことで進めさせていただければと考えております。

これは今の段階で考えている案でございますので、途中まで行ってどうもこれではうまくないということがあれば、またご調整いただくことになろうかと思いますが、ひとまずこのような形で動かさせていただくとすれば、次回の日程ということで、大変恐縮なんですけど、3月の総合の策定委員会の日程につきましては、資料7に白紙のカレンダーをご用意申し上げますけれども、それをちょっとごらんいただけますでしょうか。

第2回目の3月の総合の策定委員会は3月18日の月曜日かまたは22日の金曜日、委員長にお諮りいただきましてこのどちらかに決めさせていただければ、私ども事務局は、ちょうど議事を3月のこのあたりはやっておりまして、どちらかというところ22日のほうが事務局は大変ありがたいんですが、そんなようなことを予定させていただいております。

ひとまず以上です。

【丸山委員長】 ご意見があると思いますが、とりあえずこの案をまず実施することにして、検討の仕方について、変えたほうがいいことがあれば変えていくということではいかがでしょうか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

【丸山委員長】 それでは次回の総合策定委員会、各部会をやった後の第2回目の委員会は、3月22日を第1案で提案されましたがいかがですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

【丸山委員長】 それでは3月22日にさせていただきます。

【会田福祉保健部参事】 ありがとうございます。

後先になりましたけれども、2月の個別部会につきましてでございますが、現段階では2月の個別部会は、2月25日の月曜日が高齢介護の部会、2月26日の火曜日が障害者部会というふうに予定をさせていただきたいと存じますが、これでよろしいでしょうか。

【丸山委員長】 いかがですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

【丸山委員長】 ではそのようにお願いします。

それでは、これで一応予定されたものは終わりました。初日でありましたので、いろいろと考えついたことも、まだ意見表明するチャンスはなかったと思いますが、ぜひ2月の部会の中でお考えをまとめていただきまして、第2回の総合策定委員会でご意見を願います。

【会田福祉保健部参事】 その他ということで、事務局のほうからお知らせを申し上げたいと思います。ただいま配付させていただいております地域懇談会のお知らせというチラシがございます。私ども事務局が先ほどご紹介申し上げましたようにワーキングチームで動いておりますけれども、ワーキングチームが実施主体となって、地域に私どもが邪魔をいたしまして、三計画の総合的な策定に当たって市民の方との率直な意見交換、懇談会という名称ですが、ごらんのような日程で予定させていただいております。コミュニティセンターを中心として4カ所でやるもの、そしてその裏側には障害者福祉センターだとか障害者総合センターで主にここの利用者の方を中心に行う懇談会ということで、全部で6カ所で2月の段階で一度開催させていただく予定であります。なお、この地域懇談会の結果につきましては、まとまった段階で総合策定の委員の皆様方にお示しをできるように準備をしたいと思っております。

【丸山委員長】 それでは少し時間をオーバーしてしまいましたけれども、次回に、お考えを率直に出していただくことにいたしまして、今日はこれで終わらせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

了